

平成 21 年 12 月 10 日

地方社会保険事務局長 殿

社会保険庁運営部年金保険課長  
(公印省略)

厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録に係る  
社会保険事務所段階での回復について

厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録に係る回復の申立てについては、「厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録の訂正について」(平成 20 年 12 月 25 日付け庁保険発第 1225003 号社会保険庁運営部年金保険課長通知。以下「12 月 25 日付け通知」という。)及び「厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録に係る社会保険事務所段階での訂正について(戸別訪問の対象者等に係る取扱い)」(平成 21 年 5 月 1 日付け庁保険発第 0501001 号社会保険庁運営部年金保険課長通知。以下「5 月 1 日付け通知」という。)により、一定の要件に該当する場合には、処理の迅速化を図るために、年金記録確認第三者委員会(以下「第三者委員会」という。)に送付することなく、社会保険事務所段階において、記録回復を行っているところである。

今般、不適正な遡及訂正処理が行われた可能性のある記録を抽出するために用いた 3 条件のすべてに該当する約 6 万 9 千件の記録に係る者の事案については、その処理の更なる迅速化を図るため、下記のとおり取り扱うこととしたので、遺漏のないよう取り扱われたい。

また、これに伴い、「年金記録に係る申立てに対するあつせんに関する受付等事務手続細則」(平成 19 年 8 月 9 日総務省行政評価局行政相談課長及び社会保険庁運営部年金保険課長決定。以下「細則」という。)の一部を改正することとしているので、追って連絡する。

なお、本通知の発出に伴い、5 月 1 日付け通知を廃止することとするので申し添える。

## 記

### 1 本通知による記録回復に係る取扱いの対象者

本通知による社会保険事務所段階における年金記録の回復に係る取扱いの対象者は、不適正な遡及訂正処理が行われた可能性のある記録を抽出するために用いた下記の3条件(※)のすべてに該当する約6万9千件の記録に係る者(以下「対象者」という。)とする。

(※) 不適正な遡及訂正処理が行われた可能性のある記録を抽出するために用いた3条件

- ① 標準報酬月額を引き下げ処理と同日若しくは翌日に資格喪失処理が行われている。
- ② 5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。
- ③ 6か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。

### 2 対象事案

(1) 対象者の年金記録に係る申立てについては、(2)に該当する場合を除き、第三者委員会に送付せず、社会保険事務所段階において年金記録の回復を行うこと。

(2) 申立ての内容が以下のいずれかに該当する場合にあっては、通常の手続に従って、第三者委員会に送付すること

- ① 申立人が当該法人の役員(事業主を含む。)であった場合
- ② 事業主から遡及して標準報酬月額を引き下げる等の説明を受け、申立人がそれに同意していたこと(申立人が社会保険事務を自ら担当し関与していたことを含む。)が確認できる場合
- ③ 標準報酬月額又は資格喪失日の記録の訂正処理や資格喪失日の記録の入力処理等が事実在即したものである可能性が確認できる場合

(例)

- ・ 社会保険庁の保有する原簿や届書及び添付書類等から標準報酬月額又は資格喪失日の記録の訂正処理や資格喪失日の記録の入力処理等の具体的な理由が確認できる場合
  - ・ 事業主から標準報酬月額算定基礎届が提出されず、保険者算定により標準報酬月額に係る定時決定を行ったが、事後的に当該決定が事実在即していないことが判明し、遡及訂正したことが確認できる場合 等
- ④ 申立ての内容が、既に総務大臣からの記録回復が不要である旨の決定が行われている事案についての再申立てである場合

※ 資格喪失日の遡及処理が事実と反して行われていると推認される場合であって、正しい資格喪失日を定型的に認定することができない場合は、社会保険事務所段階において年金記録の回復は行わないものとする。

※ 上記1の対象者であるが、申立期間の中に上記1の3条件のいずれかに該当しない期間が含まれている場合は、社会保険事務所段階において年金記録の回

復は行わないものとする。

(3) 上記の取扱いについて疑義が生じた場合には、本庁年金保険課へ照会すること。

### 3 記録回復の方法等

#### (1) 必要書類等の収集

社会保険事務所は、上記2(1)の要件に該当するか否かの確認に当たり、申立人自らが保有している書類等(給与明細書、源泉徴収票、預金通帳の写し、雇用保険受給資格者証、退職証明書等)があれば、これらを提出していただくよう協力を求めること。

なお、上記2(2)により第三者委員会に送付する場合には、当該申立てについて、細則に基づき、必要な書類等を収集すること。

#### (2) 申立人の署名

本人から申立てを受ける際には、「今回の申立てにより年金記録の回復を行った場合においても、その後事業主等への調査を行う場合があり、その調査等により、仮に申立ての内容が事実と相違することが判明した場合には、判明した内容に沿って再度記録を訂正することとなり、その結果、年金の過払いが確認できた場合には、その分を返還いただくこととなる」ことを説明した上で、申立人から署名をしていただくこと。

なお、当該申立てを契機として、新たに事業主等への調査を行うことはしないが、約2万件戸別訪問調査等において既に当該社会保険事務所で事業主等への調査を行っており、事業主等が申立人の事案と同時期の遡及訂正処理について事実と相違ない旨の回答をしている場合は、当該事業主等の同意を得た上で、本人にその旨を説明すること。この場合において、説明後も申立ての意思に変更がないときは、当該申立てを受け付けるものとし、事業主等の回答内容のみをもって、記録回復を妨げるものではないこと。

#### (3) 記録回復

社会保険事務所は、申立人からの申立てに基づき、上記2(1)の要件に該当し、かつ2(2)に該当しないことが確認できた場合には、記録の回復を行うこと。その際、年金受給権者については、記録を回復した場合の年金額の試算を行い、本人から年金再裁定申出書の提出を受けて、記録の回復を行うこと。

#### (4) 申立ての取下げ

社会保険事務所において年金記録の回復を行った事案に係る第三者委員会へ

の申立てについては、申立人に記録回復の結果を通知した日をもって取り下げられたものとして取り扱うこと。

- (5) 上記(3)の記録回復が行われた場合、同一事業所に同一時期に勤務していた者の申立てについては、「あっせん事案に係る事業所と同一事業所に同一時期に勤務していた者の年金記録の訂正について」(平成20年9月19日付け庁保険発第0919001号社会保険庁運営部年金保険課長通知)に準じて記録回復を行うこと。

#### 4 報告

社会保険事務局は、管内の社会保険事務所において、上記3(3)により記録回復を行った場合は、取下件数(社会保険事務所段階における年金記録の回復件数)として本庁年金保険課へ報告すること(当該報告は同課から年金記録確認中央第三者委員会事務室にも報告される。)

#### 5 その他

- (1) 本通知による取扱いは、既に第三者委員会に送付している事案であっても、当該第三者委員会から記録回復の対象となり得ると判断するもの(上記3(5)の同一事業所に同一時期に勤務していた者の申立てに係る事案も含む。)として、社会保険事務局を通じて、関係社会保険事務所に返送された場合にも適用すること。

- (2) 上記2(1)の要件に該当するものとして記録回復を行った事案について、事後的に、上記2(2)に該当するなど申立内容が事実と相違することが判明した場合には、判明した内容に沿って再度記録を訂正し、その結果、年金の過払いが確認できた場合には、その分の返還を求めるものとする。

なお、偽りその他の不正手段により保険給付を受けた場合には、厚生年金保険法第40条の2の規定等に基づき、その者に対し、不正手段による受給額を徴収することができることとされているほか、不正受給の翌日から年率14.6%の延滞金を課すことができることとされているところであり、このような事案が生じた場合には、具体的な対応について本庁年金保険課へ協議すること。

平成21年12月25日

地方社会保険事務局長 殿

社会保険庁運営部年金保険課長

(公印省略)

厚生年金保険の脱退手当金に係る年金記録の確認申立て  
における社会保険事務所段階での記録回復について

厚生年金保険に係る年金記録の確認の申立てのうち、不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録については、一定の要件に該当する場合には、処理の迅速化を図るために、年金記録確認第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）に送付することなく、社会保険事務所段階において、記録回復を行っているところである。

今般、更なる処理の迅速化を図るため、厚生年金保険の脱退手当金に係る年金記録の確認の申立てについても、第三者委員会におけるあっせん事案の蓄積から、社会保険事務所において定型的に判断できるものについては、第三者委員会に送付せず、社会保険事務所段階において年金記録の回復を行うこととし、下記のとおり取り扱うこととしたので、遺漏のないよう取り扱われたい。

また、これに伴い、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに関する受付等事務手続細則」（平成19年8月9日総務省行政評価局行政相談課長及び社会保険庁運営部年金保険課長決定。以下「細則」という。）の一部を改正することとしているので、追って連絡する。

記

1 対象事案

対象となる事案は、厚生年金保険の脱退手当金に係る申立てのうち、脱退手当金を受給していない旨の申立てであって、以下の（1）から（4）のいずれかに該当する事案とする（ただし、2に該当する事案を除く。）。

（1）次のア及びイのいずれの要件にも該当するもの

ア 申立人の婚姻等による改姓後6か月を超えて脱退手当金の支給決定がされているが、被保険者名簿等には当該申立人の記録が旧姓表示のままとなってい

る場合（ただし、申立人が婚姻等の後も旧姓を使用していた旨の証言をしている場合を除く。）

イ 脱退手当金の支給決定当時又は支給決定後間もなく、申立人が国民年金等に加入し、保険料を納付している場合

(2) 申立人が所持する脱退手当金の支給決定当時発行済みの厚生年金保険被保険者証に、脱退手当金を支給したことを示す表示がない場合（ただし、申立人の資格喪失後、6か月以内に支給決定がなされている場合及び支給決定が昭和28年11月前である場合を除く。）

(3) 異なる年金手帳記号番号により管理されていた複数の厚生年金保険被保険者期間を対象として脱退手当金の支給決定がなされているにもかかわらず、これら複数の年金手帳記号番号の重複取消処理（当該脱退手当金の支給決定後1か月以内に行われているものに限る。）が行われていない場合

(4) 脱退手当金の支給決定がなされた当時の制度では、一定年齢未満の男性には脱退手当金の受給権がないにもかかわらず、当時、当該一定年齢未満であった申立人の被保険者記録の性別が男性とされている場合

## 2 対象外となる事案

申立ての内容が以下のいずれかに該当する場合にあっては、通常の手続に従って、第三者委員会に送付すること。

(1) 社会保険事務所において、脱退手当金が支給されたことを窺わせる書類等が確認できる場合

(2) 申立人が、脱退手当金の算定基礎とされている期間の一部について脱退手当金を受給したことを認めている場合

(3) 脱退手当金の支給記録が複数回ある場合

(4) 申立ての内容が、既に総務大臣からの記録回復が不要である旨の決定が行われている事案（非あっせん事案。一部あっせん事案を含む。）についての再申立てである場合

### 3 記録回復の方法

#### (1) 必要書類等の収集

社会保険事務所は、細則に基づき、「年金記録に係る確認申立書」（以下「確認申立書」という。）について必要な書類等を収集すること。

#### (2) 記録回復

社会保険事務所は、申立人からの申立てに基づき、上記1の要件に該当し、かつ2に該当しないことが確認できた場合には、記録の回復を行うこと。その際、年金受給権者については、記録を回復した場合の年金額の試算を行い、本人から年金再裁定申出書の提出を受けて、記録の回復を行うこと。

#### (3) 申立ての取下げ

社会保険事務所において年金記録の回復を行った事案に係る第三者委員会への申立てについては、申立人に記録回復の結果を通知した日をもって取り下げられたものとして取り扱うこと。

### 4 報告

社会保険事務局は、管内の社会保険事務所において、上記3（2）により記録回復を行った場合は、取下件数（社会保険事務所段階における年金記録の回復件数）として本庁年金保険課へ報告すること（当該報告は同課から年金記録確認中央第三者委員会事務室にも報告される。）。

### 5 その他

本通知による取扱いは、既に第三者委員会に送付している事案であっても、当該第三者委員会から記録回復の対象となり得ると判断するものとして、社会保険事務局を通じて、関係社会保険事務所に返送された場合にも適用すること。





地方社会保険事務局長 殿

社会保険庁運営部年金保険課長  
(公印省略)

国民年金に係る年金記録の確認申立てにおける  
社会保険事務所段階での記録回復について

国民年金に係る年金記録の確認の申立てについては、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに関する受付等事務手続細則」の一部改正について(平成 20 年 4 月 28 日付け庁保険発第 0428001 号社会保険庁運営部年金保険課長通知)に基づき、一定の要件に該当する場合には、処理の迅速化を図るために、年金記録確認第三者委員会(以下「第三者委員会」という。)に送付することなく、社会保険事務所段階において、記録回復を行っているところである。

今般、更なる処理の迅速化を図るため、下記の要件に該当する事案については、社会保険事務所段階において記録回復を行うこととしたので、遺漏のないよう取り扱われたい。

また、これに伴い、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに関する受付等事務手続細則」(平成 19 年 8 月 9 日総務省行政評価局行政相談課長及び社会保険庁運営部年金保険課長決定。以下「細則」という。)の一部を改正することとしているので、追って連絡する。

記

1 対象事案

対象となる事案は、申立期間のすべてが国民年金の申立てであって、(1)又は(2)に該当する事案とする。(ただし、2に該当する事案を除く。)

(1) 現年度・過年度納付を問わず、1年以下の未納期間に対する保険料納付の申立てであって、次のすべての要件を満たすもの

- ア 申立期間が1つの事案であること。
- イ 申立期間以外の国民年金加入期間のすべてについて未納がないこと。
- ウ 申立期間に引き続く前後の期間が、いずれも厚生年金保険の被保険者期間

又は共済組合の組合員若しくは加入員の期間ではなく、国民年金の被保険者期間であり、かつ、当該国民年金の被保険者期間については保険料納付済期間（第3号被保険者期間を除く。）であること。

(2) 現年度・過年度納付を問わず、2年以下の未納期間に対する保険料納付の申立てであって、次のすべての要件を満たすもの

ア 申立期間が1つの事案であること。

イ 申立期間以外の国民年金加入期間のすべてについて未納がないこと。

ウ 申立期間に引き続く前後の期間が、いずれも厚生年金保険の被保険者期間又は共済組合の組合員若しくは加入員の期間ではなく、国民年金の被保険者期間であり、かつ、当該国民年金の被保険者期間については保険料納付済期間（第3号被保険者期間を除く。）であること。

エ 申立期間と同期間において配偶者又は同居親族のいずれかが国民年金に加入しており、かつ納付済み（第3号被保険者期間を除く。）であること。

## 2 対象外となる事案

上記(1)及び(2)の対象事案であっても、次のいずれかに該当する場合は、社会保険事務所段階での記録回復の対象外とする。

① 平成9年1月以降の納付についての申立ての場合

② 特例納付に係る申立ての場合

③ 制度及び記録等により、納付を行うことが困難な状況にあったと確認される申立ての場合。具体的には、

ア オンラインの被保険者原簿、被保険者台帳又は被保険者名簿その他の記録において、申立人が納付したと主張する時期において、申立期間の全部又は一部が未加入期間として管理されていたことが確認できる場合

イ 申立人が納付したと主張する時期において、申立期間の一部又は全部は時効により納付することができない場合

ウ 任意加入被保険者期間の申立ての場合であって、申立人が納付したと主張する申立期間が、手帳記号番号払出簿による手番払出し日の前の期間である場合

エ 申立人が市区町村で納付したと主張する時期が、当該市区町村に転入届が提出されるよりも前の時期である場合

オ その他納付することが困難な状況にあったと確認される場合

④ 申立ての内容が記録や関連資料により確認できる状況と矛盾している場合

⑤ 申立人自身が申立期間の納付を行っていない場合

⑥ 申立期間を納付したことについて、納付時期や納付場所を全く憶えていないなど具体性に欠ける申立てを行っている場合

⑦ 申立期間に対応する確定申告書（控）、家計簿又は口座振替記録がある預貯金通帳等のいずれかの資料の提出があったが、社会保険事務所段階における記録回復に必要な要件を満たさなかった場合

- ⑧ 申立期間の納付について、後日資格喪失その他の原因により還付されたことが確認できる場合
- ⑨ 既に総務大臣からの記録回復が不要である旨の決定が行われている事案（非あつせん事案。一部あつせん事案を含む。）についての再申立てである場合

### 3 記録回復の方法

#### (1) 必要書類等の収集

社会保険事務所は、細則に基づき、「年金記録に係る確認申立書」（以下「確認申立書」という。）について必要な書類等を収集すること。

#### (2) 記録回復

社会保険事務所は、申立人からの申立てに基づき、上記1の要件に該当し、かつ2に該当しないことが確認できた場合には、記録の回復を行うこと。その際、年金受給権者については、記録を回復した場合の年金額の試算を行い、本人から年金再裁定申出書の提出を受けて、記録の回復を行うこと。

#### (3) 申立ての取下げ

社会保険事務所において年金記録の回復を行った事案に係る第三者委員会への申立てについては、申立人に記録回復の結果を通知した日をもって取り下げられたものとして取り扱うこと。

#### (4) 本庁への照会

社会保険事務所において年金記録の上記1及び2に該当するか否かの疑義が生じた場合は、本庁年金保険課へ照会すること。

### 4 報告

社会保険事務局は、管内の社会保険事務所において、上記3（2）により記録回復を行った場合は、取下件数（社会保険事務所段階における年金記録の回復件数）として本庁年金保険課へ報告すること（当該報告は同課から年金記録確認中央第三者委員会事務室にも報告される。）。

### 5 その他

本通知による取扱いは、既に第三者委員会に送付している事案であっても、当該第三者委員会から記録回復の対象となり得ると判断するものとして、社会保険事務局を通じて、関係社会保険事務所に返送された場合にも適用すること。





年管企発0330第3号  
 年管管発0330第1号  
 平成22年3月30日

日本年金機構

事業企画部門担当理事 殿

事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業企画課長



厚生労働省年金局事業管理課長



記録訂正による年金額への影響がある者に関する取扱いについて

標記については、「記録訂正による年金額への影響がある者に関する取扱いについて」(平成20年2月8日付け庁文発第0208001号)及び「記録訂正による年金額への影響がある者に関する取扱いの変更について」(平成20年4月25日付け庁文発第0425001号、以下「20年4月通知」という。)により取り扱ってきたところであるが、本年3月29日に厚生労働大臣直属の年金記録回復委員会において「職員アンケートからの記録問題への対応策」が取りまとめられ、その中で「(6) 記録統合の結果、「年金額が減額になる場合の取り扱い」の明確化」として、下記のような対応策を講じることとされた。

については、日本年金機構において、これを踏まえて必要な対応策の検討を行い、当職に照会の上、速やかに実施されたい。また、従来は20年4月通知において様式を定めていたところであるが、今後は日本年金機構において柔軟に対応することが望ましいことから、このたび20年4月通知の記2及び別添を削除するので、20年4月通知の別添において示された年金額仮計算書・年金再裁定申出書の様式のあり方についても、下記の対応策を踏まえ、併せて検討されたい。

記

現行法の枠組みにおいては、ご本人が認めた場合は将来にわたって減額するとともに、過払い分の返還を求めることはやむを得ないが、記録問題に派生する記録訂正により減額となる事態が生じた原因の多くは、国側にあることを踏まえ、丁寧な対応を行う。

1) 受給者

具体的には、現行通知の取扱いを維持しつつ、新たな文書を発出し、ご本人に、訂正

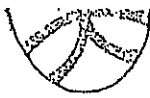
を要すると思われる年金記録を確認いただき、「再裁定の申出をされるか」又は「訂正の必要はないか」をご本人に判断していただくこととする。

ご本人が「訂正の必要はない」と回答された場合には、当該記録にそのような回答があった旨の事跡を残すことにより、減額事例の取扱いの明確化を図る。

## 2) 加入者

特別便の回答等により記録照会の申出を行われた加入者については、裁定前であり、既に訂正すべき記録の内容を承知しておられることから、現行の通知のとおり、将来の年金額が増額見込みか減額見込みかにかかわらず、改めてご本人にお知らせすることなく、記録訂正を行い、事後的に訂正結果をお知らせする取扱いとする。

なお、今後実施する予定となっているコンピュータ記録と紙台帳等の突合せや、厚生年金基金記録との突合せにおいては、その結果をご本人にお知らせし、その申出に基づき、記録訂正を行うことを基本とするが、既に裁定を受けている受給者について、記録訂正により減額が見込まれる場合については、これらが、ご本人の申出によらず、国（日本年金機構）において行った突合せを契機とするものであること等の事情に鑑み、ご本人にお知らせすることなく、事跡のみを残すこととする。



年管企発0412第1号  
年管管発0412第1号  
平成22年4月12日

日本年金機構

事業企画部門担当理事 殿

事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業企画課長



厚生労働省年金局事業管理課長



記録訂正による年金額への影響がある者に関する取扱いについて

平成22年4月8日付け年機構発第12号で協議のあった標記のこと  
については、貴見のとおり取り扱われたい。





年機構発第12号

平成22年4月8日

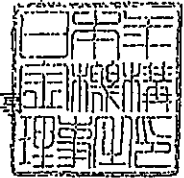
厚生労働省年金局

事業企画課長 殿

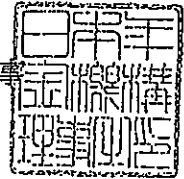
事業管理課長 殿

日本年金機構

事業企画部門担当理事



事業管理部門担当理事



記録訂正による年金額への影響がある者に関する取扱いについて

標記については、「記録訂正による年金額への影響がある者に関する取扱いについて」(平成22年3月30日付け年管企発0330第3号、年管管発0330第1号)により通知されたところであるが、標記の取扱いに係る対応策等について、別添のとおりでよろしいかお伺いする。



疑義照会(回答)票 (厚生労働省)

照会日 平成22年4月8日

下記① 照会部署名 年金給付部給付指導G  
 連絡先 [REDACTED]  
 照会担当者 [REDACTED]  
 メールアドレス [REDACTED]

下記② 照会部署名 記録問題対策部記録問題対策G  
 照会担当者 [REDACTED]  
 連絡先 [REDACTED]  
 メールアドレス [REDACTED]

下記①	主管担当理事の確認	[REDACTED]
	担当部署の長の確認	[REDACTED]
下記②	主管担当理事の確認	[REDACTED]
	担当部署の長の確認	[REDACTED]

(案件)

(受付番号) 年機構発第12号	記録訂正による年金額への影響がある者に関する取扱いについて
--------------------	-------------------------------

(内容)

標記について、以下のような取扱いでよいとお伺いする。

① 標記については、「記録訂正による年金額への影響がある者に関する取扱いについて」(平成20年2月8日付け庁文発第0208001号)(以下「20年2月通知」)及び「記録訂正による年金額への影響がある者に関する取扱いの変更について」(平成20年4月25日付け庁文発第0425001号)により、加えて、具体的な窓口における対応等については、①「記録訂正による年金額への影響がある者に対する窓口対応等について」(平成20年2月8日付け事務連絡)及び②「記録訂正による年金額試算結果の把握について」(平成20年4月25日付け事務連絡)により取り扱ってきたところである。

しかしながら、①及び②の事務連絡では、申し出された受給者が訂正を要すると思われる年金記録の期間等の内容を確認した上で記録訂正の必要はないと判断されたケースの取扱いが、必ずしも明確でないとの指摘があることから、今回、その明確化を図るため、①の別紙1の「対応要領のQ&A」を改め「別添①」のとおりとし、あわせて、特別便等を契機としたご本人か

らの申出による記録訂正の場合の、年金額仮計算書の様式を「別添②-2」(特別便等・Ⅱ)のとおりとする。(特別便等を契機としたご本人からの申出による記録訂正以外は従前の様式に「I」を付した「別添②-1」(特別便等以外・Ⅰ)を使用)

また、今後、年金記録の訂正を要すると思われる期間がある方に対して、「別添③」のお知らせを行った上で、年金額仮計算書を示す取扱いとする。

さらに、既に年金額が減額となった事案のうち、年金事務所において記録の統合に納得ができないとの申立てをこれまでされたことがある方で、改めてご本人に意思確認を行う必要があると思われる事例については、ご本人にお知らせし、丁寧にご説明した上で、「別添②-3」(特別便等(再)・Ⅲ)により記録訂正取消しの申出があった方については、過去に行った再裁定の取消しを行う。

なお、記録照会の申出をされた加入者については、20年2月通知のとおり、将来の年金額が増額見込みか減額見込みかを問わず、事前には本人にお知らせ・確認をせず、記録訂正を行い、事後的に訂正結果をお知らせする。

② 年金記録問題の解決に向けて、本年4月から厚生年金基金記録との突合せの審査が開始され、また、本年秋頃までには紙台帳等とコンピュータ記録との突合せの審査を開始することとしているが、これらの突合せの審査により、記録訂正が必要と見込まれる場合は、以下の取扱いとする。

○ 受給者・加入者を問わず、本人にお知らせをし、本人からの申出に基づき、記録訂正することを基本とする。

○ ただし、受給者のうち記録訂正により減額が見込まれる場合においては、下記の理由により、本人にお知らせをしない。なお、こうした取扱いを行った記録については、その旨の履歴を残し管理するものとする。

(1) 本人の申出によらず、国(機構)において行った突合せを契機とするものであること

(2) 受給者の年金記録については、裁定時にご本人及び職員が確認しており、また、これを基に年金が支給されている事実があり、これを変更するためには、記録の誤りに関し、確証を得ることが必要なこと

(3) 今回、突合せを実施する主たる目的は、記録の正確性を確認することによって記録誤りによる不利益状態(年金額が本来もらえる額よりも低い状態)を回復することにあること

(4) ねんきん特別便の経験からは、減額の場合にご本人の確認・回答を得ることは事実上困難であること

## 対応要領のQ &amp; A

**Q1** 特別便等を契機としたご本人からの期間照会等の申出により調査した結果による記録訂正により、年金額が減額又は裁定取消となると見込まれる事例については、どのように取り扱うのか。

**A1** 受給者について、年金額が減額又は裁定取消となると見込まれる事例のうち、特別便等を契機とし、ご本人からの期間照会等の申出により調査した結果による記録訂正（※の4ケースを言う）を要すると思われるケースについては、以下の取り扱いにより懇切丁寧な説明を行う。

※①手番統合、②手番統合による記録補正、③被保険者期間の訂正、④標準報酬月額訂正

（注）なお、厚生年金基金記録との突合せの場合の取扱いについては、「厚生年金基金加入記録を有する被保険者記録の整備等に係る事務の取扱い」（平成22年4月1日）のとおりであり、また、コンピュータ記録と紙台帳等との突合せの場合の取扱いについては、別途指示する。

## 【基本的な取り扱い方法】

特別便等を受け取った受給者が、年金事務所へ照会票及び年金証書を持参



①持参された照会票により記録を確認

②以下の例のような方に対しては、記録の本人特定前に「お客様のようなケースでは、新たに見つかった記録を統合することにより、年金額が減額・裁定取消になる場合もありうるのでご承知おきいただきたい」旨伝える。

（減額・裁定取消が起こりうる主な例）

- ・ 通算老齢年金受給者で、1年未満の他制度期間との重複が判明した方
- ・ 第四種被保険者期間を有する方で、新たな厚生年金期間が判明し、第四種期間が取り消される方
- ・ 障害年金受給者で、被保険者期間が25年未満の方（被保険者期間を25年みなして計算）
- ・ 年金額計算の基礎としない昭和32年10月以前の給与を有する方で、同月以降の標準報酬月額の低い記録が判明した方
- ・ 配偶者が加給年金を受給している場合は、新たな記録判明に伴う20年以上の老齢厚生年金受給による加給年金停止も考えられるため、夫婦の年金総額にも注意が必要
- ・ 旧国民年金法の5年年金・10年年金受給者で、新たに厚生年金期間が判明し、当該期間が5年年金・10年年金の納付期間と重複する方
- ・ 基礎年金満額到達後の国民年金任意加入期間における保険料納付済期間を還付した場合等で、還付した期間に付加保険料納付済期間が含まれる方
- ・ 旧国民年金法の老齢年金・通算老齢年金受給者で、新たな厚生年金期間が判明し、国民年金期間が少なくなる方

照会票に記載されている記録をもとに「年金額仮計算書（特別便等用）」を作成し、「年金記録の訂正及び年金額の再計算について（お知らせ）」とともにお客様にお渡しし、内容をご説明する。

特別便等を契機としたご本人からの申出による記録訂正により、年金額が減額及び裁定取消となることが見込まれている場合は、以下のことを本人に懇切丁寧に説明を行った上、「年金額仮計算書（特別便等用）」下段「年金記録の訂正及び年金額の再計算に関する申出書」のチェックボックスのいずれかにチェック・署名していただく。

- ・どのような理由で減額・裁定取消となるのか
- ・他の年金が増額となる場合や保険料の還付が発生する場合は、増額となる年金額や還付金額等の説明
- ・（減額の場合は）およそいくら位の減額となるのか
- ・既にお受け取りになっている年金のうち過払いとなる分については、最大5年前まで遡って返納していただく必要があること

「年金額仮計算書（特別便等用）」における「年金記録の訂正及び年金額の再計算に関する申出書」の「年金記録を訂正し、年金額の再計算を行うことを申し出ます。」欄に✓印を記入し署名をされた方については、「年金額仮計算書（特別便等用）」とともに、「返納方法申出書」をご記入いただき、併せて受理する。

「年金記録の訂正は必要ありません」欄に✓印を記入し署名された方については、「年金額仮計算書（特別便等用）」のみを受理する。

「年金記録を訂正し、年金額の再計算を行うこと」を申し出された方から必要な書類の提出があった場合は、

①減額となる方の場合は、

「年金に係る裁定の再調査及び訂正について（様式第127号【被保険者記録訂正用】）」を作成し、「年金記録の訂正及び年金額の再計算に関する申出書」（必要に応じ「返納方法申出書」及びこれらに係る添付書類）と併せて日本年金機構本部へ進達し、再裁定手続きを行う。

②裁定取消となる方の場合は、

「国民年金・厚生年金保険年金給付関係業務取扱要領（諸変更編）」に基づき処理を行う。なお、当該年金が日本年金機構本部又は他の年金事務所において裁定されている場合は、「年金記録の訂正及び年金額の再計算に関する申出書」（必要に応じ「返納方法申出書」及びこれらに係る添付書類）を日本年金機構本部へ進達又は裁定を行った年金事務所へ回送する。

「年金記録の訂正の必要はありません」との申し出をされた方から「年金額仮計算書（特

別便等用)」の提出を受けた場合は、年金記録の訂正を行わず、当該対象年金記録について、「平成21年10月16日庁文発第1016006」に基づき、「記録訂正事跡確認システム」および「オンラインシステム」へ事跡登録の上、「年金額仮計算書（特別便等用）」について別保管する。（なお、システムへの事跡入力方法については、追って連絡します。）

Q2 申し出された方が「記録訂正の内容は正しいが、減額は受け入れられない」と主張した場合、どのように取り扱うのか。

A2 【A1】の説明をしてもなお、減額は受け入れられないと主張される場合には、「年金記録の訂正の必要はありません」の欄に✓印が記入された申出書を受理することはやむを得ない。

Q3 お知らせ文（「年金記録の訂正及び年金額の再計算について（お知らせ）」）は全員に渡すのか、郵送分のみか。

A3 来訪、郵送を問わず、該当者全員にお渡しする。

Q4 これまで年金額が減額となる再裁定又は裁定取消を行い、年金額を返納した受給者から、減額訂正を行った過去の再裁定又は裁定取消の取消を求められた場合はどのように取り扱うのか。

A4 年金額が減額又は裁定取消となった方のうち、特別便等を契機としたご本人からの期間照会等の申出により調査した結果、記録訂正（A1※の4ケース）により年金額の減額及び裁定取消を行った方については、あらためて【A1】に基づきご説明した上で、年金記録の訂正の必要がなかった旨の申出があった場合、再裁定のやり直しを行うこともやむを得ない。

なお、その場合に使用する「年金額仮計算書」は、別添4の「年金額仮計算書（特別便等（再）用）」を使用することとする。

Q5 過去の減額した方全員に対して、広く広報するか、個別にお知らせを行う考えはないか。

A5 現行法の下では、ご本人の記録であれば減額することが基本であり、今回の指示もこの範囲内で従来の取扱いを明確にするものであり、改めて広く広報したり、これまで減額を了承いただいた方全員に対して個別にお知らせする予定はない。

なお、既に年金額が減額となった事案のうち、返還額が高額であるなど年金事務所において記録の統合に納得ができないとの申立てをこれまでされたことがある方のうち改めてご本人に意思確認を行う必要があると思われる事例については、別紙の通知例に基づきご案内することとする。（※）その上で、Q4のA4のとおり対応し、記録訂正の取消の申出があった方については過去に行った再裁定の取消を行うこともやむを得ない。

※ ご案内にあたっては、現時点において、記録の統合に納得できないと申立てされている方のほか、特別便発送以降で記録の統合に納得できないと申立てされたことがある方を、当時の総合相談室長等から可能な範囲で聞き取り等を行うなどして選定し行ってください。

**Q6** 加入者について、記録訂正により、年金額が減額と見込まれる事例については、どのように取り扱うのか。

A6 記録照会の申出をされた加入者（※）については、平成20年2月8日通知のとおり、将来の年金額が増額見込みか減額見込みかを問わず、事前には本人にお知らせ・確認をせず、記録訂正を行い、事後的に訂正結果をお知らせする取扱いとする。

なお、過去に年金額の試算を行ったことがある加入者が、記録照会の申出をされた場合は、事前にお知らせ・確認をせずに記録訂正を行った上で、平成20年2月8日通知のとおり、本人が希望する場合は、記録訂正後の試算をお示しする。

※受給権が発生していない未請求者も含む。

**Q7** 特別便等を契機としたご本人からの申出による記録訂正が契機ではない年金額の減額及び裁定取消については、どのように取り扱うのか。

A7 特別便等を契機としたご本人からの申出による記録訂正が契機ではない減額及び裁定取消については、今まで通りお客様へ丁寧に説明し、返納を求めることとする。

その際使用する「年金額仮計算書」は、「年金額仮計算書Ⅰ」を使用することとする。

**Q8** 「記録訂正の必要なし」と申出された方から「年金額仮計算書（特別便等用）」の提出を受けた場合は、年金記録の訂正を行わず、当該記録を事跡管理システムに登録の上、「年金額仮計算書」を別保管する取扱いとしてよろしいか。

A8 ご本人が「記録訂正の必要なし」と申し出された場合には、「平成21年10月16日庁文発第1016006号」に基づき、「記録訂正事跡確認システム」および「オンラインシステム」へ事跡登録を行うことにより管理することとされたい。（なお、システムへの事跡入力方法については、追って連絡します。）

また、受け付けた「年金額仮計算書（特別便等用）」は原則として事務センターにおいて別保管として管理すること。

**Q9** 例えば、旧国民年金法の老齢年金が特別便等を契機としたご本人からの申出による記録訂正により年金額が減額及び裁定取消となり、他方、旧厚生年金保険法の通算老齢年金が増額となるケースにおいては、ご本人から申し出があった場合には、減額対象となる旧国民年金法の老齢年金の再裁定を行わず、旧厚生年金法の通算老齢年金だけの再裁定を行っていいのか。



A9 記録訂正が行われた場合、記録訂正後の年金記録において年金額を再裁定することとしており、一方のみの記録訂正を行うことはできず、当該ケースにおいては、ご本人によくご説明の上、記録訂正の申出があれば、両方の年金の再裁定を行うことになる。

Q10 本指示書の実施日前に「年金額仮計算書」のみ受付済で、「返納申出書」を提出していない事例についても、改めて記録訂正の意思確認をする必要があるのか。

A10 ご本人からの相談状況に応じ、必要に応じて、そのようにご対応いただきたい。

## 「年金記録の訂正について (お知らせ)」

カッコ内は年金事務所で適宜  
加筆する。

この度の年金記録をめぐるさまざまな問題につき、皆様の信頼を損ね、お手をわずらわせましたことを改めて心よりお詫び申し上げます。

(さて、) ○○○様におかれましては年金記録の追加訂正の申し出をしていただき、過日、これに基づいて年金額の再計算を行いました。

カッコ内は年金事務所で適宜  
加筆する。

この結果、(○○○様は、・・・の理由により) 年金額が減額となっておりますが、当初の私どものご説明が十分ではなかったために、○○○様に十分ご理解、ご納得をいただけないまま、年金記録の追加訂正の申し出をいただいた可能性もあると考えております。

つきましては、年金記録訂正についてのご疑問やご不明な点がございましたら、あらためて、年金記録や年金額についてご相談させていただきたいと考えておりますので、詳しくは下記の照会窓口にお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

以上の文面をベースに、具体的事例に応じ、適宜  
情報を追加の上、お客様へ通知してください。

〒

—

日本年金機構

年金事務所

電話

(担当)